

佐伯市では、佐伯市で開催する大会や合宿等を誘致し、市内への宿泊者の増大を図るため、**大会**や**合宿等**を行う**主催者に対し補助**を行います。



佐伯市大会等 誘致事業

主な条件等(平成30年8月改正)

①スポーツ団体又は文化団体等が主催する大会や合宿等であること。

●本市から補助金その他これに類する助成の対象となる大会等、政治的又は宗教的な活動を目的とする大会等、営利を目的として開催される大会等は対象外とします。

②佐伯市で開催し、市内の宿泊施設に宿泊すること。

●バンガロー、ログハウス、キャンプ場、本市の施設等に宿泊する場合は該当しません。

③有料での宿泊者の延べ数が15名以上であること。

●幼児等の無料宿泊者は参加人数に含みません。

④申請者は主催者であること。

●大会等の主催者が申請者であり、大会に参加する団体が個別には申請できません。

●当該大会等が実施される日の10日前までに申請をおこなう必要があります。

⑤補助金の額は、次に掲げる額の合計額とし、50万円が上限です。

ア、宿泊者の延べ数に1,000円を乗じて得た額。

イ、県外に活動の本拠を有する対象者が、単独で合宿を行う場合の移動に要するバス、レンタカー等の借上料の額(5万円が上限)。

●上記、アのみでも申請できます。

例：県外の単独団体の合宿で、有料で宿泊した人のうち、1泊目が20名、2泊目が20名、3泊目が10名、バス借上げ料が8万円の場合。
(補助金額は、1,000円×50名+50,000円=100,000円)になります。

